

令和2年度において発売する当せん金付証券の発売総額
につき議決を求めることについて

1. 今回議決内容

令和2年度の発売総額を100億円以内とする（令和元年度と同額）。

2. 議決の根拠法令 当せん金付証券法第4条

「都道府県および指定都市、総務大臣が指定する市は、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の費用の財源に充てるために必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。」

(参考1) 議決限度額の推移

平成26年度	100億円
平成27年度	100億円
平成28年度	100億円
平成29年度	100億円
平成30年度	100億円
令和元年度	100億円

(参考2) 宝くじ収益金の推移（発売総額の約40%）

平成26年度	3,510,896千円
平成27年度	3,491,831千円
平成28年度	3,154,849千円
平成29年度	2,861,556千円
平成30年度	2,908,994千円